

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領

-農業分野の基準について-

平成31年3月

法務省・農林水産省編

(制定履歴)

平成31年3月20日公表

令和元年11月29日一部改正

- 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、農業分野についても「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。
- また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、農業分野についても、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき農業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年農林水産省告示第524号。以下「告示」という。）において、農業分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。

第1 特定技能外国人が従事する業務

【関係規定】

法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動

- 一 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第2条の5第1項から第4項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動

特定技能基準省令第1条第1項

出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第2条の5第1項の法務省令で定める基準のうち雇用関係に関する事項に係るものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合していることのほか、次のとおりとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）で定める分野に属する同令で定める相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務又は当該分野に属する同令で定める熟練した技能を要する業務に外国人を従事させるものであること。

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分3(1)ア関係

耕種農業全般（栽培管理，農産物の集出荷・選別等）

イ 試験区分3(1)イ関係

畜産農業全般（飼養管理，畜産物の集出荷・選別等）

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過渡に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

農業の特性に鑑み、かつ、豪雪地域等年間を通じた農業生産が維持できない農村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な農業関連業務の範囲について柔軟に対応する。

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

1. 1号特定技能外国人が従事する業務

農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3（1）に定める試験区分及び運用方針5（1）に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（栽培管理，飼養管理，農畜産物の集出荷・選別等の農作業）をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：農畜産物の製造・加工，運搬，販売の作業，冬場の除雪作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

【主たる業務】

- 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項第1号に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（①耕種農業全般（栽培管理，農産物の集出荷・選別等）又は②畜産農業全般（飼養管理，畜産物の集出荷・選別等））に主として従事しなければならないが、栽培管理又は飼養管理の業務が従事する業務に含まれていることが必要です。
- 農業分野においては、耕種農業全般（栽培管理，農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼養管理，畜産物の集出荷・選別等）に従事する者を受け入れることとしていることから、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広く業務に従事する必要があります。

【関連業務】

- また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。
 - なお、特定技能所属機関において耕種農業又は畜産農業の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務は、例えば、次のものが想定されます（注）。
- （注）専ら関連業務に従事することは認められません。

- ① 特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）が生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用する製造又は加工の作業

- ② 特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）による農畜産物の生産に伴う副産物（稲わら，家畜排泄物等）を原料又は材料の一部として使用する製造又は加工の作業
- ③ 農畜産物（特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）が生産した農畜産物が含まれる場合に限る。）の運搬，陳列又は販売の作業
- ④ 農畜産物を原料又は材料として製造され，又は加工された物（特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）が生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用し，製造され，又は加工された物が含まれる場合に限る。）の運搬，陳列又は販売の作業
- ⑤ 農畜産物の生産に伴う副産物を原料又は材料として製造され，又は加工された物（特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）による農畜産物の生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用し，製造され，又は加工された物（たい肥等の肥料，飼料等）が含まれる場合に限る。）の運搬，陳列又は販売の作業
- ⑥ その他特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）で耕種農業又は畜産農業の業務に従事する日本人が通常従事している作業（畜産農業と耕種農業を複合経営している特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）において畜産農業の技能を有する特定技能外国人が耕種農業の作業に従事する場合，冬場の除雪作業に従事する場合等）

等

【その他業務関係】

- 特定技能外国人が従事する業務には特定技能所属機関（労働者派遣形態の場合は派遣先事業者）が受託して行うものを含みます。
- なお，特定技能外国人が従事する業務が特定技能の在留資格に該当するかは，在留期間中の活動全体を捉えて判断することとなります。
- 農業者（農家・農業法人）に雇用される場合だけでなく，特定技能外国人が主として従事する業務（①耕種農業全般（栽培管理，農産物の集出荷・選別等）又は②畜産農業全般（飼養管理，畜産物の集出荷・選別等））を自ら行う，又は農業者から請け負って行う，農業者等を構成員とする団体（JA等）に雇用されて業務に従事することもできます。

【労働時間，休憩及び休日への配慮】

- 特定技能雇用契約は，特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり，労

働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合している必要があります。農業については、日本人が従事する場合と同様に、労働時間、休憩及び休日に関する労働基準法の規定は適用除外となりますが、特定技能外国人が、健康で文化的な生活を営み、職場での能率を長期間にわたって維持していくため、特定技能外国人の意向も踏まえつつ、労働基準法に基づく基準も参考にしながら、過重な長時間労働とならないよう、適切に労働時間を管理するとともに、適切に休憩及び休日を設定しなければなりません。

【相談窓口】

- 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が農業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

1 地域別

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課

代表：011-330-8800

直通：011-330-8809

FAX：011-520-3062

東北農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：022-263-1111

直通：022-221-6217

FAX：022-722-7378

関東農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：048-600-0600

直通：048-740-0394

FAX：048-740-0081

北陸農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：076-263-2161

直通：076-232-4238

FAX：076-234-3076

東海農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：052-201-7271

直通：052-223-4620

FAX：052-201-1703

近畿農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：075-451-9161

直通：075-414-9055

FAX：075-414-7345

中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：086-224-4511

直通：086-224-8842

FAX：086-224-7713

九州農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：096-211-9111

直通：096-300-6375

FAX：096-211-9825

沖縄総合事務局農林水産部経営課

代表：098-866-0031

直通：098-866-1628

FAX：098-860-1179

2 本省

農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ

代表：03-3502-8111（内線 5203）

直通：03-6744-2162

FAX：03-3593-2612

【確認対象の書類】

<直接雇用による場合>

- 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（分野参考様式第11-1号）

<派遣形態による場合>

- 農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（分野参考様式第11-3号）

【留意事項】

- 1号特定技能外国人が農業分野で認められた業務に従事することが確認できるよう、特定技能雇用契約は文書により締結し、職務内容を明確に定めることが必要です。

第2 特定技能外国人が有すべき技能水準

【関係規定】

上陸基準省令（特定技能1号）

申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項及び第4項の規定に適合すること並びに申請人に係る1号特定技能外国人支援計画が同条第6項及び第7項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。

- 一 申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第2項第2号に規定する第2号企業単独型技能実習又は同条第4項第2号に規定する第2号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。

イ～ロ（略）

ハ 従事しようとする業務に必要な相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ニ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事しようとする業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

分野別運用方針（抜粋）

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

農業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は農業分野の第2号技能実習を修了した者とする。

(1) 技能水準（試験区分）

ア 「農業技能測定試験（仮称）（耕種農業全般）」

イ 「農業技能測定試験（仮称）（畜産農業全般）」

(2) 日本語能力水準

「日本語能力判定テスト（仮称）」又は「日本語能力試験（N4以上）」

分野別運用要領（抜粋）

第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

ア 運用方針5（1）アの業務区分

耕種農業に関連する第2号技能実習（耕種農業職種3作業：施設園芸，畑作・野菜又は果樹）を良好に修了した者については，当該技能実習で修得した技能が，1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と，作物の栽培管理，安全衛生等の点で，技能の根幹となる部分に関連性が認められることから，修得した技能が耕種農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても耕種農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し，即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し，上記第1の1（1）の試験を免除する。

イ 運用方針5（1）イの業務区分

畜産農業に関連する第2号技能実習（畜産農業職種3作業：養豚，養鶏又は酪農）を良好に修了した者については，当該技能実習で修得した技能が，1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と，家畜の飼養管理，安全衛生等の点で，技能の根幹となる部分に関連性が認められることから，修得した技能が畜産農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても畜産農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し，即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し，上記第1の1（2）の試験を免除する。

（2）職種・作業の種類にかかわらず，第2号技能実習を良好に修了した者については，技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより，ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し，上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。

- 1号特定技能外国人として農業分野の業務に従事する場合には，本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。
- また，1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ，本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。
- 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については，国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。
- なお，農業分野においては，特定技能2号での受入れを行うことはできません。

【確認対象の書類】

<試験合格者の場合>

- 技能水準を証するものとして次のいずれか
 - ・ 農業技能測定試験（耕種農業全般）の合格証明書の写し

- ・ 農業技能測定試験（畜産農業全般）の合格証明書の写し
 - 日本語能力を証するものとして次のいずれか
 - ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し
 - ・ 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し
 - * ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。
- ＜本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合＞
- 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合
 - ・ 農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し
 - 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合
 - ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1－2 号）
 - * 詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。
- 【留意事項】**
- 技能実習 2 号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習 2 号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習 2 号修了時の農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。
 - 農業技能評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語能力試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条第1項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。

九 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、次のいずれかに該当し、かつ、外国人が派遣先において従事する業務の属する特定産業分野を所管する関係行政機関の長と協議の上で適当であると認められる者であること。

(1) 当該特定産業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。

(2) 地方公共団体又は(1)に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。

(3) 地方公共団体の職員又は(1)に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は(1)に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。

(4) 外国人が派遣先において従事する業務の属する分野が農業である場合にあっては、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の5第1項に規定する特定機関であること。

ロ 外国人を労働者派遣等の対象としようとする本邦の公私の機関が、第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣等を行うこととしていること。

十三 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

分野別運用方針（抜粋）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(2) 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

イ 労働者派遣形態の場合、次の要件を満たすこと。

(ア) 特定技能所属機関となる労働者派遣事業者は、農業現場の実情を把握しており特定技能外国人の受入れを適正かつ確実に遂行するために必要な能力を有していること。

告示

農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇

用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあっては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有すること。
- 二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあっては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。
- 四 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 第2号に規定する場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第4号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

【労働者派遣事業者の要件（特定技能基準省令）】

- 農業分野において労働者派遣形態により1号特定技能外国人を受け入れることができる労働者派遣事業者は、特定技能基準省令第2条第1項第9号に定めるとおり、以下の①～④のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当であると認められる者になります。
 - ① 農業又は農業に関連する業務を行っている者であること
 - ② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること
 - ③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること
 - ④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること
- ①の「農業に関連する業務を行っている者」に当たり得るものとしては、

例えば、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者が組織する事業協同組合等が想定されます。

- ②において、地方公共団体及び①に掲げる者の両者が出資している場合には、その合計が資本金の過半数になっていれば差し支えありません。
- ③の「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員」が農業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。
- ④の「特定機関」は、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」（平成29年12月15日内閣総理大臣決定）第4による特定機関の基準適合性についての確認を受けており、かつ、適正に外国人農業支援人材を派遣先農業経営体に派遣したことがある特定機関であることが必要です。
- また、労働者派遣事業における派遣先の対象地域については派遣元責任者が日帰りで派遣労働者からの苦情の処理を行い得る地域とされていることが必要であるところ、労働者派遣形態による1号特定技能外国人の受入れについては、派遣先の対象地域が苦情処理を含めた外国人労働者の雇用管理を適切に行うことができる範囲となっていることが必要です。

【農業分野の固有の基準（告示）】

- 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準として、農業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。

[雇用経験等]

- 農業者等が特定技能所属機関として1号特定技能外国人を直接雇用する場合、当該農業者等は、過去5年以内に労働者（技能実習生を含む。）を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験がなければなりません。
- また、労働者派遣による場合には、派遣先は、過去5年以内に労働者（技能実習生を含む。）を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験があるか、又は派遣先責任者講習その他労働者派遣法における派遣先の講ずべき措置等の解説が行われる講習（例えば、都道府県労働局が実施する派遣先向けの講習等）を受講した者を派遣先責任者として選任していることが必要となります。

[農業特定技能協議会]

- 初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外

国人の入国後4か月以内に、農林水産省が設置する農業分野における1号特定技能外国人の受入れに関する協議会（「農業特定技能協議会」）に加入し、加入後は農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。

- 入国後4か月以内に農業特定技能協議会に加入していない場合には、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- また、農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。
- 労働者派遣による場合には、派遣先は、農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- 特定技能所属機関が1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に委託する場合には、当該登録支援機関は、農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うものでなければなりません。
- なお、農業特定技能協議会に関する問合せ先は次のとおりです。

1 地域別

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課

代表：011-330-8800

直通：011-330-8809

FAX：011-520-3062

東北農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：022-263-1111

直通：022-221-6217

FAX：022-722-7378

関東農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：048-600-0600

直通：048-740-0394

FAX：048-740-0081

北陸農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：076-263-2161

直通：076-232-4238

FAX：076-234-3076

東海農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：052-201-7271

直通：052-223-4620

FAX：052-201-1703

近畿農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：075-451-9161

直通：075-414-9055

FAX：075-414-7345

中国四国農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：086-224-4511

直通：086-224-8842

FAX：086-224-7713

九州農政局経営・事業支援部経営支援課

代表：096-211-9111

直通：096-300-6375

FAX：096-211-9825

沖縄総合事務局農林水産部経営課

代表：098-866-0031

直通：098-866-1628

FAX：098-860-1179

2 本省

農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ

代表：03-3502-8111（内線 5203）

直通：03-6744-2162

FAX：03-3593-2612

【確認対象の書類】

<直接雇用による場合>

- 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（分野参考様式第11-1号）
- 外国人材の受入れが2回目以降の場合，農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合は，登録支援機関誓約書（分野参考様式第11-4号）

<派遣形態による場合>

- 農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（分野参考様式第11-3号）
- 外国人材の受入れが2回目以降の場合，農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類
- 派遣先事業者誓約書（分野参考様式第11-2号）
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合，登録支

援機関誓約書（分野参考様式第11-4号）

- 労働者派遣事業許可証の写し
- ＜労働者派遣の要件①に該当する場合＞
- 定款，登記事項証明書，有価証券報告書，営農証明書等，農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類
- ＜労働者派遣の要件②に該当する場合＞
- 有価証券報告書，株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類
- ＜労働者派遣の要件③に該当する場合＞
- 役員名簿等，地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書，組織体制図等，地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類
- ＜労働者派遣の要件④に該当する場合＞
- 特定機関基準適合通知書の写し
 - 派遣契約書の写し，巡回指導・監査の結果報告書の写し等，適正に外国人農業支援人材を派遣したことがあることが確認できる書類
- 【留意事項】**
- 各誓約書に記載されている誓約事項を遵守することができなくなった場合は，その旨を地方出入国在留管理局及び農林水産省に報告する必要があります。
 - 特定技能所属機関が，初めて特定技能外国人を受け入れる場合には，地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に，当該特定技能外国人の入国後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となる旨を誓約することが必要です。
 - 特定技能所属機関が，2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請（初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。）及び農業特定技能協議会の構成員となる旨の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には，農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。なお，申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。
 - 労働者派遣については，「特定技能外国人受入れに関する運用要領（平成31年3月 法務省入国管理局）第5章第1節第1（5）及び第2節第1（12）の基準にも適合していることが求められます。

第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準

【関係規定】

特定技能基準省令第2条第2項

法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものは、次のとおりとする。

- 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

告示

農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

- 一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有すること。
- 二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。
- 四 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 五 第2号に規定する場合にあつては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。
- 六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、第4号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

- 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準として、農業分野に特有の事情に鑑みて特定技能基準省令第2条第2項第7号に基づき告示をもって定めたものです。
- 基準の内容については、「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様のもとなっています。

【確認対象の書類】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

【留意事項】

- 「第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準」と同様

| 共通(特定技能1号・2号) | 特定技能1号 | | | | 特定技能2号 | |
|---|------------------|----------------|----------------|------|--------|-------------|
| | 技能水準及び評価方法等 | 日本語能力水準及び評価方法等 | 試験免除等となる技能実習2号 | | | 技能水準及び評価方法等 |
| | | | 職種 | 作業 | | |
| 【特定技能1号】 耕種農業全般 (栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) | 農業技能測定試験(耕種農業全般) | 国際交流基金日本語基礎テスト | 耕種農業 | 施設園芸 | / | |
| | | 日本語能力試験(N4以上) | | 畑作野菜 | | |
| 【特定技能1号】 畜産農業全般 (飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) | 農業技能測定試験(畜産農業全般) | 国際交流基金日本語基礎テスト | 畜産農業 | 果樹 | | |
| | | 日本語能力試験(N4以上) | | 養豚 | | |
| | | | | 養鶏 | | |
| | | | | 酪農 | | |

(注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。